

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 21 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩 文

北上地区消防組合条例第 7 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 9 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 [略] （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第16条 [略]	（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 [略] （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第16条 [略] <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確</u>

認等)

第16条の2 任命権者は、北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号。以下この項において「育児休業条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 任命権者は、第1項第3号又は第2項第3号の規定により確認した職員の意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） <u>第16条の3</u> [略]	2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） <u>第16条の4</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。
この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年8月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産時や育児期の職員に対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるため、任命権者が講じなければならない措置について定めるほか、所要の改正をするものである。